

## 第2号協議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の  
一部を改正する条例（案）について

上記協議案を提出する。

令和2年1月28日

都区協議会会長  
小池 百合子

（説 明）

地方自治法第282条の2第2項の規定に基づき、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部改正について協議する必要があるので、この案を提出する。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を  
改正する条例（案）について

一 改正の目的

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改める。

二 改正の内容

交付金の総額について配分割合（第三条）を変更するとともに、単位費用（第十条別表関係）を改める。

三 施行期日

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

第 号議案

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年 月 日

提出者 東京都知事 小池 百合子

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「百分の五十五」を「千分の五百五十一」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

一 経常的経費

経費の種類	測定単位	単位	費用
一 議会総務費			
1 議会総務費	人口	一人につき	二六、〇〇五円
二 民生費			
1 社会福祉費	人口	一人につき	一四、一四九円

五 經濟労働費	4	処理処分費	人口	一人につき	二、五八七円
	3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六三円
	2	収集作業費	人口	一人につき	五、二五一円
	1	清掃総務費	人口	一人につき	四五三円
四 清掃費	1	衛生費	人口	一人につき	九、五六三円
	3	衛生費			
三 衛生費	1	衛生費	人口	一人につき	九、五六三円
	6	後期高齢者医療 制度事業助成費			七五、〇八二円
5 国民健康保険事 業助成費			被保険者数	一人につき	一二、四七一円
			私立保育所入所児童数	一人につき	七〇一、二〇一円
4 児童福祉費			区立保育所入所児童数	一人につき	一、五一一、五四八円
			十八歳未満人口	一人につき	一四六、五一三円
2 老人福祉費			被保護者数	一人につき	一八二、一〇六円
			六十五歳以上人口	一人につき	七二、三〇六円

六		七		三		二		一	
土木費		教育費		その他の教育費		中学校費		生活経済費	
1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
建築公害費	都市整備費	公園費	道路橋りよう費	小学校費	中学校費	児童生徒数	学級数	人口	事業所数
人口	人口	公園面積	道路面積	児童数	学級数	児童生徒数	学級数	人口	人口
一人につき	一人につき	一平方メートルにつき	一平方メートルにつき	一人につき	一学級につき	一人につき	一学級につき	一人につき	一箇所につき
二、六一六円	一、一〇四円	一、六一〇円	一、三六六円	二六、〇〇四円	一、〇八三、八二六円	二八、九〇九円	一、六〇九、一二三円	四九、七五二、一五八円	五八、六一七円
四五一円	四五一円	四五一円	四五一円	四五一円	四五一円	四五一円	四五一円	四五一円	四五一円
六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円	六、四七四円

二 投資的経費		経費の種類		測定単位		単位費用	
八	その他諸費						
1	公債費					一円につき	一円
2	財産費					一円につき	一円
3	その他行政費					一人につき	一三、四二四円
一	議会総務費	人口		一人につき		一、七〇一円	
二	民生費						
1	社会福祉費	人口		一人につき		一、一五〇円	
2	老人福祉費	六十五歳以上人口		一人につき		七、八一二円	
3	児童福祉費	十五歳未満人口		一人につき		二六、六九二円	
三	衛生費						
1	衛生費	人口		一人につき		六一七円	
四	清掃費						
1	収集作業費	人口		一人につき		三五三円	

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

七	七	六	五	四	三	二	一	一	二
教育費	公園費	道路橋りょう費	都市整備費	建築公害費	土木費	生活経済費	経済労働費	処理処分費	
1 小学校費	2 中学校費	3 その他の教育費	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
学校数	学校数	児童生徒数	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積	道路面積
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
一校につき	一校につき	一校につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
九六、三二五、七〇六円	一〇三、八八八、〇七八円	三、八九五円	一、七二一円	二、一三三円	二、〇〇二円	二、七八八円	二、〇五一円	二、〇五一円	二、〇五一円
二、五一五円	一、一七〇円								



2 この条例による改正後の都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例  
第三条第二項各号中、当該年度の前年度以前の年度が平成三十年又は令和元年度で  
ある場合には、「交付金総額」とあるのは「調整税の収入額に百分の五十五を乗じて得  
た額」と、「交付金見込額」とあるのは「調整税の収入見込額に百分の五十五を乗じて  
得た額」と読み替えるものとする。

(提案理由)

都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の自主  
的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金の算定基準を改める必要が  
ある。

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例（昭和四十三年東京都条例第十五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

令和二年四月一日時点  
平成二十九年一定改正済込み後

第一条及び第二条（現行のとおり）  
（交付金の総額）

第一条及び第二条（略）  
（交付金の総額）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同令第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に千分の五百五十一を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）に第一号の額を加算し、又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。

一及び二（現行のとおり）

第四条から第十八条まで（現行のとおり）

第三条 交付金の総額は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項に掲げる市町村税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する固定資産税、都民税及び特別土地保有税（以下「調整税」という。）の収入額と法人の行う事業に対する事業税の収入額（標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、法人の行う事業に対する事業税の収入額に相当する額から当該額に地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の二の六第一項に規定する標準税率超過率を乗じて得た額を控除した額）に同令第三十五条の四の五の規定による率を乗じて得た額を統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による特別区及び各市町村の従業者数であん分して得た額のうち特別区に係る額（以下「法人事業税交付対象額」という。）との合算額に百分の五十五を乗じて得た額（次項において「交付金総額」という。）とする。

2 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における調整税の収入見込額と法人事業税交付対象額の見込額の合算額に百分の五十五を乗じて得た額（以下この項において「交付金見込額」という。）に第一号の額を加算し、又は当該年度における交付金見込額から第二号の額を減額した額とする。

一及び二（略）

第四条から第十八条まで（略）

経費の種類	測定単位	単位費用
経費の種類	測定単位	単位費用

一 経常的経費

一 経常的経費

一 議会総務費		人口	一人につき	二六、〇〇五円
二 民生費		人口	一人につき	一四、一四九円
1	社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七二、三〇六円
2	老人福祉費	被保護者数	一人につき	一八二、一〇六円
3	生活保護費	十八歳未満人口	一人につき	一四六、五一三円
4	児童福祉費	人口	一人につき	一、五一一、五四八円
5 国民健康保険事業助成費		区立保育所 入所児童数	一人につき	一、五二一、二〇一円
6 後期高齢者医療制度事業助成費		私立保育所 入所児童数	一人につき	七〇一、二〇一円
三 衛生費		被保険者数	一人につき	一一、四七二円
1	衛生費	被保険者数	一人につき	七五、〇八二円
四 清掃費		被保険者数	一人につき	九、五六三円
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五三円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、二五一円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六三円
4	処理処分費	人口	一人につき	二、五八七円
五 経済労働費		人口	一人につき	四五一元
1	生活経済費	事業所数	一箇所につき	五八、六一七円
2	産業経済費	人口	一人につき	二、六一六円
1	建築公害費	人口	一人につき	一、〇四四円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、一〇四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三六円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、六一〇円

一 議会総務費		人口	一人につき	二五、七七七円
二 民生費		人口	一人につき	一四、〇四四円
1	社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六九、七三四円
2	老人福祉費	被保護者数	一人につき	一八四、三八五円
3	生活保護費	十八歳未満人口	一人につき	一四八、二三七円
4	児童福祉費	人口	一人につき	一、二七九、〇五四円
5 国民健康保険事業助成費		区立保育所 入所児童数	一人につき	一、二七九、〇五四円
6 後期高齢者医療制度事業助成費		私立保育所 入所児童数	一人につき	六五二、六八〇円
三 衛生費		被保険者数	一人につき	一一、二四五円
1	衛生費	被保険者数	一人につき	七六、〇四六円
四 清掃費		被保険者数	一人につき	九、五四二円
1	清掃総務費	人口	一人につき	四五二円
2	収集作業費	人口	一人につき	五、三二八円
3	収集車両費	人口	一人につき	一、四六九円
4	処理処分費	人口	一人につき	二、五一一元
五 経済労働費		人口	一人につき	四五一元
1	生活経済費	事業所数	一箇所につき	五八、三〇二円
2	産業経済費	人口	一人につき	二、五八九円
1	建築公害費	人口	一人につき	一、〇七四円
2	都市整備費	人口	一人につき	一、〇七四円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	一三〇円
4	公園費	公園面積	一平方メートルにつき	一、五九二円

七 教育費		二 投資的経費	
1 小学校費	児童数	一人につき	二六、〇〇四円
	学級数	一学級につき	一、〇八三、八二六円
	学校数	一校につき	一〇〇、五七六、九九八円
2 中学校費	生徒数	一人につき	二八、九〇九円
	学級数	一学級につき	一、六〇九、一二三円
	学校数	一校につき	一〇二、三九六、一二六円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二六、五六四円
	幼稚園数	一箇所につき	四九、七五二、一五八円
	人口	一人につき	六、四七四円
八 その他諸費			
1 公債費	元利償還金	一円につき	一円
2 財産費	年度支払額	一円につき	一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、四二四円
一 議会総務費	人口	一人につき	一、七〇一円
二 民生費	人口	一人につき	一、一五〇円
1 社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七、八二二円
2 老人福祉費	人口	一人につき	二六、六九二円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	六一七円
三 衛生費	人口	一人につき	三三三円
四 清掃費	人口	一人につき	二、〇五一円
五 経済労働費	人口	一人につき	

七 教育費		二 投資的経費	
1 小学校費	児童数	一人につき	二五、六七九円
	学級数	一学級につき	一、〇三五、〇三二円
	学校数	一校につき	九五、八五二、九六二円
2 中学校費	生徒数	一人につき	二八、五八五円
	学級数	一学級につき	一、五七三、七一四円
	学校数	一校につき	九五、五五四、六〇〇円
3 その他の教育費	児童生徒数	一人につき	二六、五三一円
	幼稚園数	一箇所につき	四三、三八九、六八五円
	人口	一人につき	六、四四三円
八 その他諸費			
1 公債費	元利償還金	一円につき	一円
2 財産費	年度支払額	一円につき	一円
3 その他行政費	人口	一人につき	一三、三六三円
一 議会総務費	人口	一人につき	二、三七七円
二 民生費	人口	一人につき	八五五円
1 社会福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	七、一七一円
2 老人福祉費	人口	一人につき	二四、六五九円
3 児童福祉費	十五歳未満人口	一人につき	五七二円
三 衛生費	人口	一人につき	三三七円
四 清掃費	人口	一人につき	二、〇六八円
五 経済労働費	人口	一人につき	

六	生活経済費	人口	一人につき	二七八円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	一、〇〇二円
2	都市整備費	人口	一人につき	二二三円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二二二円
4	公園費	人口	一人につき	一、七二二円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	九六、三三五、七〇六円
2	中学校費	学校数	一校につき	一〇三、八八八、〇七八円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	三、八九五円
		園児数	一人につき	一二三、一七〇円
		人口	一人につき	二、五一五円

六	生活経済費	人口	一人につき	二五八円
六	土木費			
1	建築公害費	人口	一人につき	一、二六五円
2	都市整備費	人口	一人につき	二〇五円
3	道路橋りよう費	道路面積	一平方メートルにつき	二〇六円
4	公園費	人口	一人につき	一、六五四円
七	教育費			
1	小学校費	学校数	一校につき	一四一、六五九、八〇〇円
2	中学校費	学校数	一校につき	一五三、八六九、七一七円
3	その他の教育費	児童生徒数	一人につき	四、七九四円
		園児数	一人につき	一八二、九八三円
		人口	一人につき	三、〇七六円